

豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年4月15日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書

(消防本部総務課・予防課・通信指令課・消防署)

監査実施期間 平成30年12月 7日から
平成30年12月25日まで

豊川市監査公表第2号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市防火安全協会において、事務の効率化及び明確化の観点から、経理基準の策定について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 資金前渡金の取扱いについて、所要の帳簿を整備し、豊川市予算決算会計規則に基づく適正な事務に改善されたい。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 平成27年1月23日付け総務部財政課長通知「市が補助金等を交付している団体に係る事務局について(通知)」に基づき、別紙のとおり「豊川市防火安全協会会計事務取扱要領」を策定し、平成31年4月1日から施行いたします。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 資金前渡金の取扱いについて、過去に遡り収支に間違いがないことを確認した上で、豊川市予算決算会計規則に基づき、平成30年度分から帳簿を整備し、適正な事務に改善しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年3月28日現在のものである。

【別紙】

豊川市防火安全協会会計事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市防火安全協会会則（以下、「協会会則」という。）第13条第1項に定める会計役員の職務を協会会則29条に規定する事務局（消防本部予防課）が代理する場合に、当該会計事務の適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(管理監督者)

第2条 当該事務局の長（予防課長）は、豊川市防火安全協会（以下、「協会」という。）が所有する現金等（以下、「現金等」という。）を管理監督しなければならない。

(職員の心得)

第3条 会計事務を担当する職員（以下「会計担当者」という。）は、協会の目的、事業及び予算の規模等を把握の上、公金と同様、適切かつ正確に会計事務を執行しなければならない。

(現金等の管理)

第4条 現金等の取扱いについては、次に掲げるとおり執行するものとする。

- (1) 通帳及び印鑑（銀行印）は、管理監督者が指名した者が管理者となり、適正に取り扱うとともに施錠のできる保管庫等で保管すること。この場合において、管理監督者は、通帳の管理者と印鑑（銀行印）の管理者について、それぞれ主査以上の別の者を指名しなければならない。
- (2) キャッシュカードは、会計事務の執行上特に必要と認められる場合を除き、利用しないこと。やむを得ずキャッシュカードを利用する場合には、管理監督者が指名した者がその管理者となり、適正に取り扱うとともに施錠のできる保管庫等で保管する等適性に管理しなければならない。
- (3) 現金等は、銀行振込等を活用するものとし、現金の取扱いは極力避けなければならない。やむを得ず現金を取り扱う場合には、管理監督者が指名した者が管理者となり、現金使用簿等を作成し適正に管理しなければならない。

(調書の作成)

第5条 現金等を収入し、及び支出しようとするときは、必ず調書を作成し、管理監督者の決裁を受けなければならない。

(予算管理)

第6条 予算の収入及び支出の執行状況について、月1回以上定期的に、複数の者で確認しなければならない。

(会計報告)

第7条 予算の執行状況及び管理状況について、年2回以上会計役員に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会計事務の適正な執行に関し必要な事項については、協会の長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。